

平成30年度  
福島町議会定例会  
1月会議議案

説明資料

(追加)

福島町



平成30年度福島町議会定例会 1月会議追加議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
47	北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について	1
48	平成30年度福島町一般会計補正予算(第8号)	5



## 議案第 47 号関係

### 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

#### 1 提案の理由について

総務省から、地方自治法（第 285 条）上、複合的一部事務組合は、市町村及び特別区しかこれを設置することができない旨通知がありました。

このため、道が構成員となっている石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団並びに道が構成員となっている一部事務組合（石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団）を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合は、複合的一部事務組合である総合事務組合に加入できないため、早急に見直しを行う必要があります。

このことを踏まえ、現行の規約において、北海道市町村総合事務組合に加入できなくなる 3 団体に係る公務災害補償等の事務処理をできるように定める規約を制定し、現行規約を廃止するものであります。

#### 2 内容について

別表 新旧対照表のとおりです。

#### 3 施行期日について

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行します。

別表

北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表

新 規 約	現 規 約								
<p>第 5 章 雑則</p> <p><u>(事務の受託)</u></p> <p><b>第 1 4 条</b> <u>組合は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。</u></p> <p>(管理者への委任)</p> <p><b>第 1 5 条</b> この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>附 則（平成 3 1 年市町村第号指令）</p> <p><b>1</b> <u>この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。</u></p> <p><b>2</b> <u>北海道市町村総合事務組合規約（平成 7 年 3 月 7 日市町村第 1 9 7 3 号指令）は、廃止する。</u></p> <p>別表第 1（第 2 条関係）組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>管内</b></td> <td>市町村・一部事務組合及び広域連合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">石狩振興局 (<u>1 2</u>)</td> <td>(略) 石狩教育研修センター組合 _____、 _____、 札幌広域圏組合（略）</td> </tr> </table>	<b>管内</b>	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局 ( <u>1 2</u> )	(略) 石狩教育研修センター組合 _____、 _____、 札幌広域圏組合（略）	<p>第 5 章 雑則</p> <p>(管理者への委任)</p> <p><b>第 1 4 条</b> この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>(略)</u></p> <p>別表第 1（第 2 条関係）組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>支庁名</b></td> <td>市町村・一部事務組合及び広域連合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">石狩振興局 (<u>1 5</u>)</td> <td>(略) 石狩教育研修センター組合、<u>北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団</u>、 札幌広域圏組合（略）</td> </tr> </table>	<b>支庁名</b>	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局 ( <u>1 5</u> )	(略) 石狩教育研修センター組合、 <u>北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団</u> 、 札幌広域圏組合（略）
<b>管内</b>	市町村・一部事務組合及び広域連合								
石狩振興局 ( <u>1 2</u> )	(略) 石狩教育研修センター組合 _____、 _____、 札幌広域圏組合（略）								
<b>支庁名</b>	市町村・一部事務組合及び広域連合								
石狩振興局 ( <u>1 5</u> )	(略) 石狩教育研修センター組合、 <u>北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団</u> 、 札幌広域圏組合（略）								

(略)	(略)	(略)	(略)
檜山振興局 (11)	(略) 檜山広域行政組合、 <b>江差町・上ノ国町学校給食組合</b> 、北部檜山衛生センター組合	檜山振興局 (11)	(略) 檜山広域行政組合、 <b>江差町ほか2町学校給食組合</b> 、北部檜山衛生センター組合
(略)	(略)	(略)	(略)
胆振総合振興局(12)	(略) 胆振東部消防組合、 <b>西胆振行政事務組合</b>	胆振総合振興局(12)	(略) 胆振東部消防組合、 <b>西胆振消防組合</b>
(略)	(略)	(略)	(略)
十勝総合振興局(24)	(略) 南十勝複合事務組合 _____ ____、十勝圏複合事務組合 (略)	十勝総合振興局(25)	(略) 南十勝複合事務組合、 <b>十勝環境複合事務組合</b> 、十勝圏複合事務組合 (略)

別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2~7(略)	(略) 胆振東部消防組合、 <b>西胆振行政事務組合</b> 、日高東部消防組合(略)	1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2~7(略)	(略) 胆振東部消防組合、 <b>西胆振消防組合</b> 、日高東部消防組合(略)
8(略)	(略)	8(略)	(略)
9 地方公務員災害補償法(昭和4	(略) 石狩教育研修センター組合 _____ _____	9 地方公務員災害補償法(昭和4	(略) 石狩教育研修センター組合、 <b>北海道市町村職員退職手当組合</b> 、 <b>石狩東部広域水道企業団</b> 、 <b>石</b>

<p>2年法律 第121 号)第6 9条の規 定に基づ く非常勤 の職員の 公務上の 災害又は 通勤によ る災害に 対する補 償に關す る事務</p>	<p>、札幌広域圏組合(略) 檜山広域行政組合、<u>江差 町・上ノ国町学校給食組 合</u>、北部桧山衛生センタ ー組合(略)胆振東部消 防組合、<u>西胆振行政事務 組合</u>、日高西部消防組合 (略)南十勝複合事務組 合_____、 十勝圏複合事務組合(略)</p>	<p>2年法律 第121 号)第6 9条の規 定に基づ く非常勤 の職員の 公務上の 災害又は 通勤によ る災害に 対する補 償に關す る事務</p>	<p><u>狩西部広域水道企業団</u>、 札幌広域圏組合(略)檜 山広域行政組合、<u>江差町 ほか2町学校給食組合</u>、 北部桧山衛生センター組 合(略)胆振東部消防組 合、<u>西胆振消防組合</u>、日 高西部消防組合(略)南 十勝複合事務組合、<u>十勝 環境複合事務組合</u>、十勝 圏複合事務組合(略)</p>
<p>10(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>10(略)</p>	<p>(略)</p>



■議案第48号関係 平成30年度一般会計補正予算(第8号) 事務事業別説明資料

課 名 議会事務局

(単位：千円)

議案 ページ	新 継	議会費 1項：議会費 事務・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明 (事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正額		
17	継	議会運営費	47,722	50	50 一般財源	<p>【事業目的】 二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価 (監視) における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図る。</p> <p>【主な増減】 交際費 50</p> <p>【事業内容等】 議会関係者への慶弔費の増による交際費の追加。 今後の見込み 各種総会へのご祝儀 (8千円)、香典等 (2名分 42千円)</p>